

死亡届 に伴う諸手続き



お亡くなりになった日から14日以内に、本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）および認印をお持ちになり、役場受付窓口までお越しください。

内子町

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	住 民 票	* 死亡届により住民票は消除されます。 * 死亡届を住所地以外の市区町村に提出した場合は、住民票に反映されるまでに 1 週間程度かかります。 * 世帯主が亡くなった場合、同じ世帯だった方について、新しい世帯主を設定する必要があります。暫定的に新世帯主を設定しますので、変更したい場合は、世帯主変更届をしてください。	住民課 戸籍・住民異動係 ☎0893-44-6152
☐	マイナンバーカード 住民基本台帳カード をお持ちの方	* 手続きは不要です。 * 希望により返納したい場合は、【カード】をお持ちになり、返納届をしてください。	
☐	印鑑登録をしていた方	* 死亡した日で印鑑登録は自動的に抹消されますので、【印鑑登録証】をお返してください。 * 紛失の場合は、その旨をご連絡ください。	
☐	霊柩車補助金	* 葬儀会場から藤華苑まで遠距離となる場合に支給されますので、【葬祭執行人(喪主)名義の通帳】をお持ちください。	
☐	内子町国民健康保険に 加入していた方	* 【資格確認書または資格情報のお知らせ】をお返してください。 * 葬祭費が支給されますので、【葬祭執行人(喪主)名義の通帳】をお持ちください。 * 亡くなられた方が、世帯主または擬主の方で、同一世帯の中に国保の方がいる場合は、世帯主名を書き替えますので、【資格確認書または資格情報のお知らせ】をお持ちください。 * 国民健康保険税は再計算して、後日お知らせします。	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152 （保険税について） 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153
☐	後期高齢者医療保険に 加入していた方	* 【資格確認書】をお返してください。 * 葬祭費が支給されますので、【葬祭執行人(喪主)名義の通帳】をお持ちください。 * 内子町斎場以外を使用された場合は、【会葬礼状または葬儀費用の領収書など】をお持ちください。 * 【法定相続人名義の通帳】をお持ちください。 * 保険料は再計算して、後日お知らせします。	住民課 後期高齢者医療保険係 ☎0893-44-6152
☐	介護保険被保険者証を お持ちの方	* 【保険証】をお返してください。 * 亡くなられた方の高額介護サービス費がある場合は、【法定相続人名義の通帳】をお持ちください。 * 保険料は再計算して、後日お知らせします。	保健福祉課 介護保険係 ☎0893-44-6154
☐	身体障がい者手帳・療育 手帳・精神障がい者手帳 を お持ちの方	* 【各手帳】をお持ちになり、返還届をしてください。 * 重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方は、【受給者証】をお返してください。	保健福祉課 障がい者福祉係 ☎0893-44-6154

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	国民年金	* 亡くなられた方が受給者の場合は、死亡届が必要です【年金証書・年金手帳】をお持ちください。 * 一時金や未支給分がある場合は、請求することができますので、【請求者名義の通帳・マイナンバーのわかるもの】をお持ちください。（亡くなられた方と生計を同じくしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦それ以外の三親等内の親族のうち、優先順位が高い方が請求できます。） * 住民票や戸籍等が必要な場合があります。 * 亡くなられた方の配偶者が第3号被保険者の場合は、第1号被保険者への変更届が必要です。	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152
☐	各種町税	* 口座振替手続きをしている方が亡くなられた場合は、口座の変更手続きをしてください。 * 125 cc以下のバイクを所有していた方が亡くなられた場合は、名義変更または廃車手続きをしてください。 * 固定資産税が課税されていた方が亡くなられた場合は、納税管理人指定届をください（納税管理人とは、登記の変更がなされるまでの間、納税通知書等を受領し納税していただく代表者のことをいいます）。 * 登記の変更は、法務局へご相談ください。 （松山地方法務局大洲支局 ☎0893-50-5055）	税務課 ☎0893-44-6153
☐	上水道・下水道を使用している方	* 名義人が亡くなられた場合は、名義変更届をください。口座振替手続きをしている場合は、口座の変更手続きをください。	上下水道対策班 ☎0893-44-6158
☐	子ども医療費受給者証をお持ちの方	* 【受給者証】をお返しく下さい。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
☐	児童手当 （公務員を除く）	* 受給者が亡くなられた場合は、児童の今後の養育者が、【健康保険証・通帳】をお持ちになり、亡くなられた日の翌日から 15 日以内に請求手続きをしてください。 * 支給対象のお子様が亡くなられた場合は、額改定届又は消滅届をください。	
☐	ひとり親家庭医療費助成	* 【受給者証】をお返しく下さい。 * 20 歳未満の児童を扶養していた父または母が亡くなられた場合に保険診療による医療費の自己負担分を助成します。該当の有無や、申請に必要な書類は世帯状況により異なりますので、係へご相談ください。	
☐	児童扶養手当	* 18 歳以下の児童を養育している父または母が亡くなられた場合など、一定の要件に該当する場合に支給されます。該当の有無や、申請に必要な書類は世帯状況により異なりますので、係へご相談ください。	

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	交通災害	* 加入していた人が交通事故で亡くなられた場合(事故の障害が原因で、事故から180日以内に死亡した場合も含む)、死亡保険金を請求できる場合があります。詳しくは、係へご相談ください。	総務課危機管理班 ☎0893-44-6150
☐	農地の相続届出	* 亡くなられた方が所有している農地を相続した場合は、農地がある市町村の農業委員会へ届出をしてください。	農業委員会 (内子分庁2階) ☎0893-44-2113
☐	森林の相続届出	* 亡くなられた方が所有している森林で地域森林計画に搭載のある場合は、森林がある市町村の担当課で相続登記等の手続きをしてください。	農林振興課 (内子分庁2階) ☎0893-44-2123
☐	厚生年金	* 亡くなられた方が厚生年金に加入されたことがある場合は、年金事務所で手続きをしてください。 * 毎月、内子自治センターで年金出張相談も行っています(要予約)。	松山西年金事務所 お客様相談室 ☎089-925-5110
☐	共済年金	* 亡くなられた方が共済年金に加入されたことがある場合は、所属していた共済組合へご連絡ください。	各共済組合
☐	恩給	* 受給者が亡くなられた場合は、恩給局へご連絡ください。	恩給相談室 ☎03-5273-1400

2025.8